

令和8年2月25日
高齢福祉部
介護保険課

世田谷区介護保険条例の一部を改正する条例

1 主旨

令和7年度税制改正において、給与所得控除の最低保障額が現行の55万円から65万円に引き上げられることとなった。介護保険の第1号保険料においては、課税の有無や合計所得金額等を所得基準として用いているが、上記の見直しに伴い、一部の被保険者の保険料段階の移動が生じ、第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）の保険料収入が減少する可能性がある。保険者の責めに帰さない保険料収入不足を可能な限り防ぐ観点から、改正による影響を遮断するため、介護保険法施行令が改正された。

令和7年度税制改正に伴う介護保険法施行令の改正に対応するため、世田谷区介護保険条例を改正する。

2 改正内容

令和8年度介護保険料段階の算定にあたり、令和7年度税制改正前と同様の判定となるよう特例を設ける。なお、本特例は令和8年度介護保険料のみの適用とする。

(1) 特例の内容

① 合計所得金額の判定

給与等の収入金額が551,000円以上、1,900,000円未満である被保険者の合計所得金額について、税制改正による給与所得控除の引き上げ額を合計所得金額に加算した額を用いることとする。

② 特別区民税の課税・非課税の判定

税制改正により課税の有無が変わりうる第一号被保険者及び世帯内に課税有無が変わりうる者がある被保険者については、介護保険料の段階の判定に当たって、本人非課税者及び世帯非課税者の判定を行う際に、改正前の給与所得控除の算定方法を用いた判定となるよう、以下の措置を行う。

- 本人非課税者の判定に際しては、令和7年度税制改正により当該者が令和8年度に非課税となった者に該当する場合には、課税である者とみなす。
- 世帯非課税者の判定に際しては、世帯内に、令和7年度税制改正により令和8年度に非課税となった者がいる場合には、課税である者とみなす。

(2) 改正箇所

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和8年4月1日

3 その他

2 (1) ②の特例によって課税であるとみなされた者のうち、令和7年度住民税非課税者については、本人の申請によらず住民税非課税者として判定する保険料段階まで減免する。

新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区介護保険条例 平成12年3月13日条例第41号</p> <p>改正</p> <p>平成12年6月26日条例第73号 平成15年3月13日条例第17号 平成18年3月14日条例第24号 平成20年3月11日条例第16号 平成20年12月9日条例第69号 平成21年3月9日条例第8号 平成21年12月8日条例第53号 平成24年3月6日条例第7号 平成25年12月10日条例第56号 平成27年3月31日条例第23号 平成27年5月26日条例第26号 平成30年3月29日条例第41号 平成30年6月26日条例第48号 令和元年5月27日条例第2号 令和2年5月21日条例第27号 令和2年9月30日条例第44号 令和3年3月9日条例第8号 令和6年3月5日条例第11号 令和6年12月9日条例第55号 <u>令和8年月日条例第号</u></p> <p>目次（省略） 第1条～第27条 省略 附則</p>	<p>○世田谷区介護保険条例 平成12年3月13日条例第41号</p> <p>改正</p> <p>平成12年6月26日条例第73号 平成15年3月13日条例第17号 平成18年3月14日条例第24号 平成20年3月11日条例第16号 平成20年12月9日条例第69号 平成21年3月9日条例第8号 平成21年12月8日条例第53号 平成24年3月6日条例第7号 平成25年12月10日条例第56号 平成27年3月31日条例第23号 平成27年5月26日条例第26号 平成30年3月29日条例第41号 平成30年6月26日条例第48号 令和元年5月27日条例第2号 令和2年5月21日条例第27号 令和2年9月30日条例第44号 令和3年3月9日条例第8号 令和6年3月5日条例第11号 令和6年12月9日条例第55号</p> <p>目次（省略） 第1条～第27条 省略 附則</p>

改正後	改正前
<p>第1条～第10条（省略） <u>（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）</u> 第11条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村（特別区を含む。以下同じ。）に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項（第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ及び第18号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号イ中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において「合計所得金額」という。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与</p>	<p>第1条～第10条（省略）</p>

改正後	改正前
<p>所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）」とする。</p> <p>2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項（第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ及び第18号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号イ中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において「合計所得金額」という。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額</p>	

改正後	改正前
<p>から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）」とする。</p> <p>3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項（第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ及び第18号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号イ中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において「合計所得金額」という。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を</p>	

改正後	改正前
<p data-bbox="152 177 1108 347"><u>加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）」とする。</u></p> <p data-bbox="120 359 185 391">省略</p> <p data-bbox="215 403 282 435">附則</p> <p data-bbox="152 448 819 480"><u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	

表 第1号被保険者の保険料段階と保険料

第9期(令和6年度～令和8年度)							
段階	所得段階区分		国料率	区料率	年額保険料 (円)	人口構成 比(%)	
1	非課税世帯	本人非課税 ・生活保護等受給者 ・高齢福祉年金受給者 ・本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下の方	0.285	0.285	21,478	16.2	
			[0.455]	[0.455]			
			2	本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.485	0.485	36,550
[0.685]	[0.65]						
3	本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が120万円を超える方	0.685	0.65	48,984	6.1		
		[0.69]	[0.655]				
4	課税世帯	本人課税	0.9	0.85	64,056	11.4	
5			本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円を超える方	1.0	1.0	75,360	9.0
				基準額	基準額	月額 6,280	
6			合計所得金額が120万円未満の方	1.2	1.15	86,664	9.2
7			合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.3	1.25	94,200	13.9
8	合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.5	1.4	105,504	9.5		
9	合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.7	1.6	120,576	5.1		
10	合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.9	1.9	143,184	3.0		
11	合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.1	2.1	158,256	1.9		
12	合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.3	2.3	173,328	1.3		
13	合計所得金額が720万円以上1,000万円未満の方	2.4	2.5	188,400	2.1		
14	合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方		2.9	218,544	1.8		
15	合計所得金額が1,500万円以上2,500万円未満の方		3.4	256,224	1.5		
16	合計所得金額が2,500万円以上3,500万円未満の方		3.9	293,904	0.6		
17	合計所得金額が3,500万円以上5,000万円未満の方		4.4	331,584	0.4		
18	合計所得金額が5,000万円以上の方		4.9	369,264	0.7		

※1 料率の[]内は、国制度の公費投入による低所得者対策実施前の保険料の料率。
 ※2 第1～第5段階の合計所得金額は、年金に係る雑所得金額を差し引いた額を用いる。
 ※3 区独自の保険料負担減額制度 第2段階 36,550円→26,376円
 第3段階 48,984円→33,912円に減額

引用：第9期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画